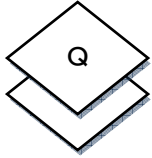




労働相談Q & Aで解決！

解雇②



病気療養のため3か月間休職していましたが、復帰の相談をしようと会社に連絡したら、代替りの従業員を雇用したから辞めてほしいと言われました。

A 相談者は、退職勧奨を受けているという状況です。退職勧奨をされた場合、労働者がこれに応じなければならないといった義務はありません。退職したくない場合には、はっきりとその旨を伝えましょう。

解説はこちら

- 私傷病による休職制度については、法律上の定めはなく、制度そのものを設けるかどうかを含めてそれぞれの会社の方針によります。休職制度が設けられている場合には、労働協約や就業規則において、休職が可能となる事由や期間の上限、休職期間中の賃金支給の有無及び限度額、復帰が可能となる要件、休職期間満了後の取扱い等の内容も定められていると思われるので、確認してください。
- 休職期間の上限となる期限までに病気が回復せず復帰ができない場合、自然退職又は解雇となることも考えられます。このような自然退職や解雇に当たらないにもかかわらず、退職を求められた場合は、退職勧奨であると考えられます。
- 退職勧奨は、あくまで使用者が労働者に対して退職を勧めるという行為であり、これに応ずるかどうかは労働者側の自由な判断で行うことができます。退職したくない場合には、はっきりと退職しないという意思を伝えることが大切です。

どうすれば？

- 就業規則等の内容を確認しましょう（また休職時に何らかの取決めがあった場合はその内容もあわせて確認しましょう。）。
- 退職したくない場合には、はっきりとその旨を伝えましょう。
- 自主的な解決が難しい場合は、労働委員会や労働局に相談しましょう。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電 話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

○ 山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室内

電 話 055 (225) 2851

甲府労働基準監督署内 (管轄区域: 下記以外の地域)

電 話 055 (224) 5620

都留労働基準監督署内 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)

電 話 0554 (43) 2195

鯉沢労働基準監督署内 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)

電 話 0556 (22) 3181